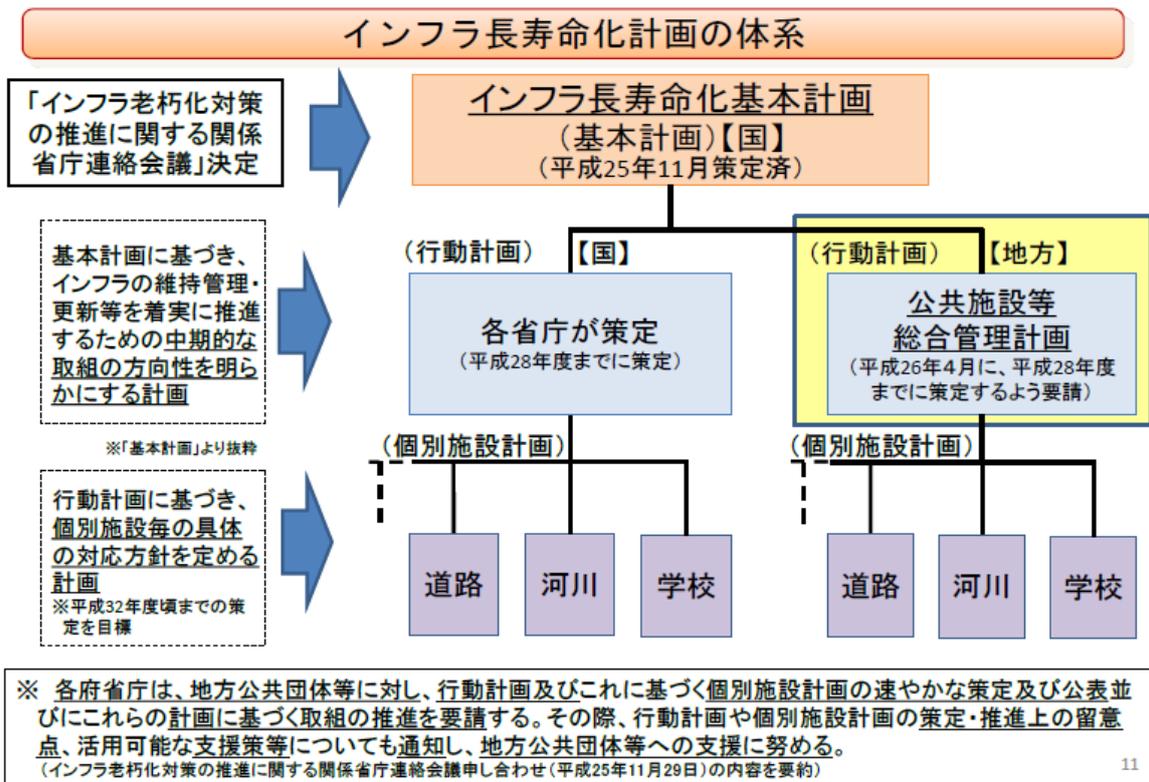


公共施設等総合管理計画とは・・・

過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は厳しい状況にある。また、人口減少等により今後の公共施設等の利用状況が変化していく。

公共施設等総合管理計画とは、このような状況下において、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組みの方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。【総務省資料より】

図表 公共施設の老朽化対策の体系図



インフラ長寿命化基本計画とは・・・

公共施設等の老朽化の進展に対応し、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理、更新などに係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業の競争力を確保するための方向性を示すもの」として、平成25年11月に内閣府「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が策定した計画であり、そのロードマップも示されている。

公共施設等総合管理計画とは・・・

インフラ長寿命化基本計画では、インフラの維持管理・更新などを推進するための中期的な取り組みの方向性を示す計画として、各省庁や地方公共団体などのインフラ管理者に対して、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」および行動計画に基づいて個別施設ごとの具体的な対応方針を定める「個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）」の策定が求められている。

この行動計画のうち、地方公共団体が策定するものとして、平成 26 年 4 月に、総務省から地方公共団体に対して策定要請があったものが「公共施設等総合管理計画」である。

公共施設等総合管理計画の内容

公共施設等総合管理計画については、平成 26 年 4 月に、総務省から「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が通知され、さらに、平成 30 年 2 月に「公共施設等総合管理計画の策定にあつての指針の改訂について」が通知されており、その内容を踏まえつつ、各地方公共団体で策定することとなっている。

別添 **参考資料 1-1** ~ **参考資料 1-4** 参照

個別施設計画とは・・・

インフラ長寿命化基本計画で規定され、各インフラ管理者が「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づいて策定することとされている「個別施設ごとの長寿命化計画」を示す。

基本的な記載事項として次の 6 項目を記載することとされており、①対象施設、②計画期間、③対策の優先順位の考え方、④「個別施設計画」の状態など、⑤対策内容と実施時期、⑥対策費用となっている。